

事務連絡
令和6年3月11日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

こども家庭庁成育局総務課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.1）について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付こども家庭庁成育局総務課事務連絡）にて送付予定とお伝えしておりました、標記改訂版について、別添1のとおりお送りいたします。

改訂箇所の詳細については別添2の新旧対照表のとおりですが、主な改訂のポイントを以下にまとめております。

都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核市を除く管内市町村への周知・助言をお願いいたします。

【改訂のポイント】

- ・ 0歳児保育の量の見込みに関して、「0歳児保育の「量の見込み」等について（平成26年7月10日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）においてお示ししていた「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい」者を考慮する場合の算出方法に誤りがあったため、正しい算出方法をお示ししたこと。（当該事務連絡及びその別添をそれぞれ参考資料1及び参考資料2としてお送りいたします。）
- ・ 利用者支援事業の量の見込みに関して、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による児童福祉法の改正（以下「令和4年児童福祉法改正」という。）により市町村に対しこども家庭センターの設置が努力義務化されたことを受けて、こども家庭センター型については令和8年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込み及び確保方策を設定すること。また、令和6年度予算案から、利用者支援事業の基本型を複数の類型に分割し、これらを地域子育て相談機関への補助に活用することを可能

としつつ、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも実施することも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策とは別に記載すること。

- ・「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」(令和4年4月5日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡)を受けて、複数の市町村による共同策定についても必要に応じて検討いただくこと。
- ・第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定であること。
- ・また、第三期手引き改訂版 ver. 1 冒頭に記載のとおり、本年夏頃以降に再度本手引きを改訂する可能性があることにご留意いただくこと。具体的には、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしていた「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制についての検討状況及び本年2月16日に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(※)」の国会における審議状況について注視すること。

※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)における「こども・子育て支援加速化プラン」の実施のため、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設(令和7年4月1日施行)、こども誰でも通園制度の創設(令和7年4月1日制度化、令和8年4月1日給付化)、産後ケア事業の提供体制の整備(令和7年4月1日施行)等の制度改正事項が盛り込まれているところです。

問合せ先

こども家庭庁成育局総務課

武田、野崎、河合

TEL : 03-6863-0383

E-mail : seiiku.kikakuchousei@cfa.go.jp